

Vol.73

今回は 消費税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 和氣 光 (新宿支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

特定期間における課税売上高による納税義務の判定に係る疑問点

平成23年度の改正において、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、その年又はその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その年又はその事業年度については納税義務免除の規定は適用されず、課税事業者となることとされた(消法9の2①)。

特定期間における課税売上高による納税義務の判定においては、特定期間中に支払った給与等の金額を課税売上高とすることができることとされている(消法9の2③)。

この改正規定に係る種々の疑問点が寄せられていることから、本稿ではそれらの疑問点の中から実務に役立つと思われるものを紹介することとする。

事例1

未払給与の取扱い

当社は3月末決算法人であり、平成27年4月から平成28年3月課税期間の納税義務の判定において、その基準期間である平成25年度の課税売上高は1,000万円以下となるが、昨年からの売上高が急伸し特定期間である平成26年4月から9月までの課税売上高は1,000万円超となった。

そこで、特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の支払額の計算をしたところ、当社の給与支払日は各月の月末としているが、一部の従業員に対する平成26年9月分の給与について未払となっており、未払額を加算すれば1,000万円超となり、加算しなければ1,000万円以下となることと判明した。

この未払い分の給与は、本来9月分として支給すべきものであるから、特定期間において支払った給与等の額に加算した上で特定期間における課税売上高に代える金額とすべきこととなるか。

回答

未払いの給与等の金額は、課税売上高に代えることができる給与等の支払額に加算する必要はない。

検討

1 特定期間における課税売上高による納税義務の判定

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、その年又はその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その年又はその事業年度については納税義務免除の規定は適用されず、課税事業者となる(消法9の2①)。

2 特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の金額

特定期間における課税売上高による納税義務の判定においては、特定期間における課税売上高に代えて「特定期間中に支払った」所得税法第231条第1項《給与等、退職手当等又は公的年金等の支給明細書》に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額とすることができることとされている(消法9の2③)。

3 未払い給与等の取扱い

特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の金額は2に記載のとおりであり、「支払った」給与等の金額であるから、未払の給与等の金額は含まれないこととなる(消法9の2③、消基通1-5-23(注))。

事例2

給与負担金の取扱い

当社は平成27年1月に資本金500万円 で設立した12月決算の法人である。当社の事業は電気機器の部品の製造であり、

親会社からの発注に基づく受注生産であることから設立当初から課税売上高は毎月5,000万円程度になりそうである。

そこで、当社における特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることは明らかであるが、当社の従業員の多くの部分が親会社からの出向社員であり、その社員に対する給与は親会社が支払っており、当社は親会社に給与負担金の支払いをしている。

このような実態において、親会社に支払う給与負担金の額は、特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の金額に含める必要があるか。

回答

出向元事業者に支払う給与負担金の額は、特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の金額に含める必要はない。

検討

特定期間における課税売上高による納税義務の判定において、特定期間における課税売上高に代えて特定期間中に支払った給与等の金額とすることができることとされているが(消法9の2③)、この場合には「その事業者が」支払った給与等の金額となるから、質問の親会社に支払う給与負担金は、出向元事業者である親会社と出向先事業者である当社との給与相当額の授受であり給与等の支払いには該当しないことから、親会社に支払った給与負担金の額は特定期間における課税売上高に代えることができる給与等の金額には含まれない。

事例3

非居住者に支払った給与等の額

当社は、資本金300万円 で平成25年4月に設立した3月決算の法人である。

第1期目の課税売上高は1,000万円未満であるが、第2期目である平成26年4月から本格的に業務を開始したことから課税売上高も急伸し、平成27年課税期間の特定期間である平成26年4月から9月までの課税売上高は1,000万円を超えている。

そこで、課税売上高に代えることができる特定期間中に支払った給与等の額の計算を行ったところ、支払った給与等の総額では1,000万円を超えるものの、当社は外国法人の子会社であることから、当社の役員の大半は非居住者であり、非居住者である役員に支払った給与等の額を差し引いた総額は1,000万円を下回ることとなる。

この場合の非居住者に支払った給与等の金額は、課税売上高に代えることができる給与等の金額に含めることになるか。

回答

特定期間における課税売上高による納税義務の判定において、課税売上高に代えることができる支払った給与等の金額は、居住者に対して支払った給与等の金額であるから、非居住者に支払った給与等の金額は含まれない。

検討

特定期間における課税売上高による納税義務の判定において、特定期間における課税売上高に代えて特定期間中に支払った給与等の金額とすることができることとされているが(消法9の2③)、この場合の課税売上高に代えることができる給与等の金額は、所得税法第231条第1項に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額とされており、同項においては「居住者に対し国内において給与等、退職手当等、又は公的年金等の支払をする者は」とされていることから、この規定は居住者への支払いに限定されることになる。

したがって、特定期間中に非居住者に支払った給与等の金額は課税売上高に代えることができる給与等の金額には含まれないことになる。

事例4 特定期間における給与等の支払額を課税売上高とする特例を選択しないことの可否

私は、不動産賃貸業を営む個人事業者で、事業開始以来免税事業者であった。

しかしながら、昨年平成26年は新規に事業が加わったことにより特定期間における課税売上高が1,100万円となった。

なお、この期間の給与等の支払額は妻に対する専従者給与の90万円のみである。

私は、現在新規の賃貸ビルを建設中で本年中に完成引渡しを受ける予定であり、可能であれば消費税の還付を受けるつもりである。

そこで、私が消費税の還付を受けるためには消費税課税事業者届出書を提出すればよいのか、それとも課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要があるか。

回答

特定期間における課税売上高として給与等の支払額によるか否かは、事業者の選択によることとなるから、還付申告をするために本来の課税売上高により納税義務の判定をし、「課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する方が有利となる。

検討

1 給与等の支払額による納税義務の判定

特定期間における課税売上高に代えて給与等の支払額に基づき判定するのは、「給与等の支払額を課税売上高とすることができる。」ものであり、事業者の選択によることとなる。

このことからすれば、事例においては、特定期間における課税売上高が1,000万円超であり、特定期間中の給与等の支払額が1,000万円以下であるから、給与等の支払額を課税売上高とする選択をしない限り消費税法第9条の2第1項の規定により課税事業者になることとなる。

したがって、事例においては当課税期間においては消費税法第9条の2第1項の規定により課税事業者となるから、還付申告をするための課税事業者の選択は必要ないことになる。

2 調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合の規制の適用

事例の場合においては、本来の課税事業者として還付申告をすることになるから、課税事業者を選択した事業者が調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合の3年間の事業者免税点の不適用(消法9⑦)、簡易課税制度の選択の制限等(消法37②一)の規定の適用対象にはならず、簡易課税制度を選択した場合には3年後の税額控除の調整も必要ないことになる。

したがって、事例のような場合には、特定期間における給与等の支払額を特定期間における課税売上高に代える選択はせず、本来の課税売上高に基づき課税事業者となるものとして消費税の手続きをすることが有利となる。

注)内容は、平成27年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。